

エゾシカ保護管理計画（第3期）

（平成20年3月）

北海道環境生活部

目 次

第1章 計画の策定にあたって

| | |
|-----------------|---|
| 1 計画策定の背景 | |
| (1) エゾシカ保護管理の経緯 | 1 |
| (2) エゾシカの分布と生態 | 1 |
| 2 計画策定の目的 | 2 |
| 3 計画の期間及び位置づけ | 2 |
| 4 計画の対象地域 | 2 |
| (1) 本計画の対象地域 | 2 |
| (2) 地域区分 | 3 |
| (3) 全道の状況 | 3 |
| (4) 各地域の状況 | 4 |

第2章 保護管理の推進

| | |
|-------------------|----|
| 1 保護管理の目標 | |
| (1) 東部地域 | 4 |
| (2) 西部地域 | 5 |
| (3) 南部地域 | 5 |
| 2 目標達成のための方策 | |
| (1) 個体数管理 | 5 |
| (2) 有効活用 | 8 |
| (3) 被害防除 | 9 |
| (4) 生息環境の保護整備 | 9 |
| (5) その他目的達成のための方策 | 10 |
| 3 モニタリングと調査研究 | 11 |

第3章 計画の実施に向けて

| | |
|--------------------------|----|
| 1 合意形成 | 12 |
| 2 推進体制 | |
| (1) エゾシカ保護管理検討会の開催 | 12 |
| (2) エゾシカ対策協議会・地域連絡協議会の開催 | 12 |
| (3) 「知床半島エゾシカ保護管理計画」の推進 | 12 |
| (4) 関係機関及び関係団体との連携 | 12 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) エゾシカ保護管理の経緯

エゾシカは、明治初期の大雪と乱獲により一時は絶滅寸前にまで激減したが、その後の保護政策や生息環境の改変などによって、分布域を拡大しながら生息数を増加させ、昭和末期から平成にかけて道東地方を中心に農林業被害額が急激に増加し、平成8年度には50億円を超えるなど深刻な社会問題となり、適正な保護管理の実行が求められていた。

このような状況に対処するため、道では、平成6年度から主要な越冬地である阿寒を中心とする地域においてメスジカの狩猟解禁を行ってきたが、農林業被害の軽減にはつながらず、天然林の樹皮剥離や林床植物の減少など生態系への悪影響も生じてきた。

このため、道では、平成9年度に庁内に副知事を会長として関係各部からなる「エゾシカ対策協議会」を設置し、保護管理対策、農林業被害防止対策、シカ肉の有効活用対策など、エゾシカの総合対策事業に取組み、この総合対策の一環として、平成10年3月、主要な生息地である道東地方（網走、十勝、釧路、根室の4支庁管内）を対象として、「道東地域エゾシカ保護管理計画」を策定し、計画的な個体数管理の取組みを進めてきた。

さらに、平成11年6月に鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律が改正され、特定鳥獣保護管理計画制度が創設されたことを受けて、平成12年9月に第8次北海道鳥獣保護事業計画の下位計画として、「エゾシカ保護管理計画」を策定し、道東地域のほかに、エゾシカの農林業被害が拡大傾向にある道央・道北地域（空知、上川、宗谷、胆振、日高の5支庁管内）を対象地域に加えた。

第8次北海道鳥獣保護事業計画が終了する平成14年以降は、同第9次計画の下位計画として新たに「エゾシカ保護管理計画」を策定し、対象地域を全道に拡大し、保護管理の取組みを進めてきたところである。

しかし、東部地域においては、メスジカ捕獲数の増加により一度は生息数を減少させることができたものの、生息数の水準は目標を大きく上回ったままであり、西部地域においても、現状の捕獲数では生息数増加及び分布拡大の抑止は難しい状況にある。

また、個体数の減少やエゾシカ侵入防止柵の設置効果等により、東部地域の農林業被害額は減少させることができたが、西部地域での被害は増加しており、依然として全道で30億円近い被害（平成18年時点）がある。

捕獲数が伸びない要因として、規制緩和などで強い捕獲圧が数年継続したことにより、エゾシカが学習し逃避行動をとるようになったことや、エゾシカの希少価値が下がったことによるエゾシカ狩猟の魅力の低下などが考えられるが、一方で、本道の貴重な自然資源としてのエゾシカの有効活用を推進する官民協同の取組みが道内各地で進んでおり、資源管理的な個体数管理の実効性が高まりつつある。

(2) エゾシカの分布と生態

エゾシカの保護管理に必要な生態等に関する基礎資料を得るため、道では、昭和59年度から生息分布状況等の調査を開始するとともに、平成3年度からは、北海道環境科学研究センターが中心となって、モニタリング等の調査研究を進めてきており、これらの成果から、次のようなエゾシカの分布実態及び生態等が明らかになってきている。

[分布]

- ・ 明治期の絶滅危機の際、エゾシカは主に、現在も主要な越冬地となっている阿寒地域、大雪及び日高の山系に生き残り、その後、周辺地域に分布を拡大した。これらの地域に生き残った3つの集団は遺伝的に区分される。
- ・ エゾシカの分布を制限する最も重要な要因は積雪であり、1970年代後半までは、シカの分布は小雪地帯の東部地域に限定されてきたが、その後、特に近年の暖冬の影響により、多雪地帯である西部への分布拡大が進み、1990年以降、留萌支庁北部や宗谷支庁など、日本海沿岸にも分布が拡大している。
- ・ 遺伝学的研究から、近年、阿寒個体群は北部や西部にまで広く分布を拡大し、また、大雪個体群も主に道央から道北にかけて分布を拡大したことが判った。

石狩低地帯や日高山脈周辺での個体数の増加は、道東からの個体の移入が主たる原因ではなく、元来この地域に生息している集団内での個体数の増加が主な原因であると考えられている。

[生態的特性]

- ・ エゾシカはニホンジカの亜種の中で最大の体重を持つ。
- ・ 2才以上のメスジカの妊娠率は極めて高く90%を超え、さらに、近年の暖冬の影響などで自然死亡する割合が低下しており、捕獲されないなどの条件下では年率15～20%程度の高い増加率（4～5年で2倍に増える）を示す。
- ・ メスジカの平均寿命は3～4歳、最長で20歳近くまで生きる。
- ・ 阿寒個体群の調査結果によると、メスジカの成獣の死亡率は約20%～40%で、主な死亡要因は狩猟や駆除によるものであり、成獣の自然死亡率は非常に低いと考えられる。
- ・ 自然条件下では豪雪に弱く、積雪の量及び期間によっては大量死が発生するおそれがある。
- ・ エゾシカは林縁を主な生活場所として、ほとんどの植物を食べる幅広い植生を持つことから農林業被害を引き起こしやすいほか、生息密度が極めて高くなると、植生の著しい退行など森林生態系に大きな影響を与える。
- ・ 阿寒個体群のメスジカは、夏の行動圏と冬の行動圏の間を毎年定期的に往復する「移動個体」と、年間を通して越冬地にとどまる「定住個体」の2タイプに大きく区分できる。
移動個体による季節移動の距離は、長いもので100kmを超える。

2 計画策定の目的

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護法」という。）における特定鳥獣保護管理計画は、都道府県鳥獣保護事業計画に基づき、地域的に著しく増減している鳥獣について、生息状況、農林業被害や生態系の攪乱の程度等を勘案しながら、当該鳥獣の絶滅を回避し、将来にわたって安定的な生息水準を確保することを目的としている。

本道においては、平成10年度以降、「道東地域エゾシカ保護管理計画」及び「エゾシカ保護管理計画」に基づき、エゾシカの個体数管理等の取組みを行ってきたところであるが、依然として東部地域の個体数の水準は目標を大きく上回っており、また、西部地域においても個体数及び分布域の拡大を抑制できていないことから、引き続き適正な保護管理を進める必要がある。

しかし、捕獲数が伸び悩む現状のままでは目標の達成は困難な状況であり、その対策として、適正なエゾシカの有効活用の推進が期待されていることから将来の資源管理システム確立に向けた検討を行い、有用な資源としての活用を推進することが重要である。

このことにより、人間活動とエゾシカとの軋轢を軽減するとともに、エゾシカの絶滅を回避しながら適正な保護管理を行い、道民共有の自然資源であるエゾシカと人間の共生及び本道の豊かな生態系の保全を図ることを目的として、第10次北海道鳥獣保護事業計画の下で、鳥獣保護法に基づく「特定鳥獣保護管理計画」として本計画を策定する。

3 計画の期間及び位置づけ

この計画の期間は、第10次北海道鳥獣保護事業計画の計画期間に基づき、平成20年4月1日から平成24年3月31日までとし、この計画期間はこれまで実施してきた様々な対策などを勘案して、資源管理の考え方に沿った新たな体制を整えていく期間と位置づける。

また、保護管理を推進する上で最も重要な狩猟者の人口が減少していることから、緊急的な推進期間と位置づける。

なお、本計画が終期を迎えたときは、計画の達成状況に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続等について検討を行うとともに、計画の有効期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変動が生じた場合などは、必要に応じて計画の改訂等を検討する。

4 計画の対象地域

(1) 本計画の対象地域

エゾシカは離島を除く全道に生息しており、エゾシカによる被害発生区域も全道に拡大していることから、北海道全域を本計画の対象地域とする。

(2) 地域区分

本道に生息するエゾシカは、その生息状況や人間活動との軋轢の度合いなどが全道一様ではなく、大きな地域格差が生じていることから、東部地域と西部地域の2地域に区分し、それぞれ保護管理に努めてきたが、更に各地域の実態に応じてこれまでの保護管理方策の経緯を踏まえた継続性のある保護管理を推進していく必要がある。

このため、東部地域は前期計画と同様とし、西部地域のうち渡島では絶滅後に人為的導入を行っていること、檜山及び後志では局所的な分布をしていることなどから、これらの地域を南部地域として区分する。

また、エゾシカの生息状況、農林業被害の発生状況等を勘案しながら、それぞれの保護管理目標を設定してきめ細かな施策の検討と実施に努めるものとする。

なお、東部地域のうち、知床半島地域については、環境省が策定した「知床半島エゾシカ保護管理計画」に基づき実施するものとする。

<本計画における地域区分>

- 東部地域（網走、釧路、根室、十勝支庁管内）
- 西部地域（石狩、空知、上川、留萌、宗谷、日高、胆振支庁管内）
- 南部地域（渡島、檜山、後志支庁管内）

(3) 全道の状況

①農林業被害の状況

エゾシカによる農林業被害額は、昭和51年度に初めて1億円を超え、昭和60年代以降、東部地域を中心に急激な増加を示し、平成8年度には50億円を超えたが、その後は減少傾向に転じている。

平成18年度は、全被害額の約99%が農業被害で、被害作物は牧草が約半分を占めるほか、てん菜、小麦、水稻、ばれいしょと続いている。

また、平成18年度の林業被害額については、その殆どが民有人工林であり、若い造林木の新芽・新葉の食害のほか、樹皮剥ぎ、角こすり等が発生している。天然林については、実態の把握が困難なことから、被害額として算定されているのは被害の一部のみである。

しかし、各地で、ハルニレ、オヒョウ、アオダモ、イチイなどが樹皮剥ぎの被害を受け、ニレ類では大径木にまで及んでいる。

小径木や稚幼樹の食害は大部分の広葉樹の樹種に、角こすり被害は針葉樹、広葉樹とも多くの樹種に慢性的に発生している。

②交通事故の発生状況

エゾシカによる道路交通事故は、道路へのエゾシカの侵入・飛出しによる車両との衝突、又はドライバーの回避行動に伴う路外への逸脱、車両相互の衝突等により発生するもので、平成18年中の全道における事故発生件数（届出件数）は1,206件であり、西部地域では増加傾向を示しており、東部地域では横這い傾向である。

道路交通事故の特徴としては、秋から冬にかけて多く発生しており、9月から12月の4ヶ月間で687件（全体の約56%）となっており、発生時間についても昼夜を分けた場合夜間の発生が84%を占めている。

③自然生態系・生物多様性・自然景観への影響

近年、エゾシカによる自然生態系（二次的生態系を含む）へのさまざまな影響が明らかになってきており、生息域拡大に伴い、今後も一層その影響が広がることが懸念される。植生への影響の具体例として、森林生態系では、樹木の樹皮剥ぎ、稚樹や萌芽などの採食によって、種類構成の変化や天然更新の妨げが顕著になった地域が拡大している。また、釧路湿原の湿原植生や大雪山の高山植生などでは採食により嗜好性の高い植物の減少や景観の変化が認められるほか、知床岬では高山植物群落の激減と不食草群落への置換が顕著である。これら植生への影響だけではなく、絶滅危惧植物にとっては採食による絶滅リスクの上昇が指摘されている。

また、強度の採食や踏み付け攪乱によって急傾斜地や道路法面では植物の活力度低下が生じ土砂流出の危険性が増加するなど、生態系としての荒廃も指摘されている。

さらに、一部の違法な鉛弾使用により、エゾシカの残滓等に残留した鉛に起因する希少な猛禽類の鉛中毒が依然として発生している。

(4) 各地域の状況

①東部地域（網走、十勝、釧路、根室支庁）

[生息分布状況]

- ・安定した分布域で、明治期の絶滅危機時にも個体群が残存しており、近年、阿寒地域を中心に大発生した。
- ・夏季と冬季で異なる生息地間を季節移動する個体がいる。

[越冬地の状況]

- ・白糠丘陵は道内最大の越冬地であり、丘陵部の広範な針広混交林は越冬適地である。

[農林業被害の特徴]

- ・被害額は平成8年度の約48億円をピークに減少傾向にあるが、平成18年度においても約19億円（全道の約65%）の被害が発生しており、慢性的な被害発生状況である。
- ・被害額減少の主な原因は、エゾシカ侵入防止施設の設置効果と考えられる。

[地域の特徴]

- ・積雪が少なく、餌条件も良くエゾシカの最も主要な生息地であり、人間活動との軋轢が甚大である。

②西部地域（石狩、空知、上川、留萌、宗谷、日高、胆振支庁）

[生息分布状況]

- ・ライトセンサスの結果から、日高地方の生息数は調査が開始された平成6年度以降急激な増加傾向を維持しており、近年は全道で最も高い水準で推移している可能性がある。
- ・日高以外の地域では比較的低い水準で横這いか緩やかな増加傾向を示しているが、局所的な高密度地域の存在も窺われ、近年、分布域の拡大が見られる。

[越冬地の状況]

- ・大雪及び日高山系に中規模の越冬地が存在しており日本海沿岸には小規模な越冬地が存在している。

[農林業被害の特徴]

- ・エゾシカによる農林業被害額は昭和末期から一貫して増加傾向を示しており、特に近年は顕著で慢性的であり平成18年度は約10億円（全道の約4割）の被害が発生している。
- ・当該地域では、エゾシカ侵入防止施設を設置していない地域が多いため、生息数の増加に比例して被害額が増加していると考えられる。

[地域の特徴]

- ・大雪及び日高山系は東部地域に次ぐ好条件の生息地で、場所によっては東部地域を超える生息密度になっており、地域全体の生息数も東部地域と同様かそれ以上に達している可能性もある。

③南部地域（渡島、檜山、後志支庁）

[生息分布状況]

- ・渡島半島には人為的導入の経過があり、局所的分布を示している。

[越冬地の状況]

- ・小規模な越冬地が点在している。

[農林業被害の特徴]

- ・局所的に増加が見られる。

[地域の特徴]

- ・近年、積雪が減少傾向にあるため、エゾシカの生息にとって好適な環境となりつつあり、分布の拡大状況が、道東地域で急増し始めた昭和60年代の状況に類似している。

第2章 保護管理の推進

1 保護管理の目標

(1) 東部地域

東部地域は、エゾシカの主要な生息地であるが、近年の大発生により人間活動との軋轢が激甚化している地域である。

農林業被害額は、平成18年度には約19億円と全道の約65%を占めており、引き続き、地域の基幹産業の農業に深刻な影響を与えているほか、樹皮の剥皮や稚樹の採食等による森林生態系への悪影響も発生し

ている。

一方、エゾシカを自然資源として利用する取組みが活発化している。

このため、東部地域の保護管理の目標は次のとおりとする。

- 個体数の大幅削減による人間活動との軋轢の緊急的軽減
- 有効活用の推進
- 森林生態系への悪影響の軽減
- 絶滅の回避及び個体群の存続

(2) 西部地域

西部地域は、明治初期の絶滅危機時にも個体群が残存した大雪及び日高の中規模越冬地を中心とし、近年になって生息数が増加している道央部と、分布の拡大がうかがえる日本海沿岸地域である。

農林業被害額は、昭和末期から現在まで一貫した増加傾向にあり、特に近年顕著である。

平成 18 年度は約 10 億円と全道の約 35%を占めており、被害発生数の減少と拡大防止を図る必要がある。

このため、西部地域の保護管理の目標は次のとおりとする。

- 個体数の削減による人間活動との軋轢の軽減
- 有効活用の推進
- 森林生態系への悪影響の防止

(3) 南部地域

南部地域は、明治中期に一旦絶滅したと考えられ、現在生息しているエゾシカは、昭和 50 年代に十勝及び釧路地方から導入したものと、道央部から分布の拡大によって侵入したものと考えられる。

近年、局所的に農林業被害が増加しており、また、ライトセンサス実施結果からも局所的に個体数が増加していると推定されること、さらに、分布の拡大傾向が顕著に見られ、東部地域における昭和 60 年代の生息数が急激に増加した時期に非常に近い状況を示していることから、一貫した減少措置を講ずる必要がある。

このため南部地域の保護管理の目標は次のとおりとする。

- 個体数の削減、分布の縮小
- 森林生態系への悪影響の防止

2 目標達成のための方策

(1) 個体数管理

個体数管理は、狩猟と個体数調整のための捕獲の組合せにより実効を図ることとする。

狩猟については、狩猟の期間、狩猟者 1 人 1 日あたりの捕獲数、捕獲対象性別の制限などにより、捕獲圧の調整を行う。

個体数調整のための捕獲については、許可の基準（1 許可あたりの捕獲頭数や従事者数、期間）の段階的な設定・適用を行い、捕獲圧の調整を行う。

また、捕獲物の積極的な有効活用を進めることにより、捕獲物の価値を高め、狩猟者の捕獲意欲の向上を図り、エゾシカ個体数管理をより推進していくこととする。

狩猟の制限や許可基準の適用による捕獲圧の調整については、各種調査結果を得ながら原則として毎年実施することとする。

① 東部地域

【方法】

東部地域の個体数管理にあたっては、従来どおり調査研究の結果等を踏まえた科学的な知見などに基づくフィードバック管理を適用する。

平成 5 年度末の推定生息数を基準（個体数指数＝100）として、大発生水準（個体数指数＝50）、暫定目標水準（個体数指数＝25）、絶滅を回避するための許容下限水準（個体数指数＝5）の 3 段階の個体数指数を管理水準として定め、その水準に応じて緊急減少措置、持続的利用措置、漸増措置、緊急保護措置の 4

段階の管理措置のいずれかを実施する。

なお、資源管理への移行を図るために必要な、持続的かつ安定した生息数及び捕獲数を確保するため、これまでの計画とは、目標水準としていた個体数指数 25 を暫定目標水準としたこと、個体数指数が大発生水準（個体数指数 50）と（暫定）目標水準の範囲内にある際の管理措置を、漸減措置から持続的利用措置に変更した点で異なる。

[3種類 of 管理水準（個体数指数）]

ア. 大発生水準

個体数が著しく増加するおそれのある水準として、個体数指数 50 とする。
農林業被害が急増し始めた昭和 60 年代当初の推定生息数に相当する。

イ. 暫定目標水準

気象変化等による個体数変動が起こったとしても、許容下限水準を割り込むおそれのない水準として、個体数指数 25 とする。（前期計画における目標水準）

ウ. 許容下限水準

遺伝的多様性の維持及び、個体数の約半数の大量死が生じる 20 年に 1 度の確率の豪雪が 2 年連続しておきても最小存続個体数（成獣 1,000 頭）を下回ることのない水準として、個体数指数 5 とする。

[4段階 of 管理措置]

ア. 緊急減少措置

個体数指数が大発生水準より上回っている場合は、個体数管理が困難になることから狩猟や個体数調整によるメスジカの捕獲を積極的に行うなど、あらゆる捕獲方策を検討し捕獲数の確保を図る。

イ. 持続的利用措置

エゾシカの資源管理の実行には、生息数と捕獲数の安定的な持続が必要となる。個体数指数が暫定目標水準と大発生水準の間にある場合は、人間社会との軋轢が軽減され、かつ、減り過ぎの可能性は低いことから、この範囲を維持することで資源管理への移行を検討する。

ウ. 漸増措置

個体数指数が暫定目標水準よりも低い場合に捕獲圧を低めに設定し、メスジカの捕獲を制限しオスジカを捕獲することにより捕獲数の安定化を図り、個体数の増加へと誘導する。

エ. 緊急保護措置

個体数指数が許容下限水準を下回った場合に狩猟による捕獲を禁止し、個体数調整による捕獲を必要最小限とするなどの保護措置をとり、個体数を増加へと誘導する。

豪雪の翌年度の狩猟についても、前年度までの個体数指数の傾向を踏まえ、禁猟の必要性を検討する。

【実行】

平成 18 年度末現在の個体数指数は大発生水準を超えていることが予測されること、また、経験的に現行の大幅な規制緩和の継続による捕獲数の急増は見込めないことから、当面は、大幅な狩猟規制緩和の継続と、有効活用のための個体数調整捕獲の許可基準の緩和を実施し、併せて有効活用の推進を図ることにより、捕獲数の増加を目指し、年間、最低メスジカ 30,000 頭の捕獲を目標とする。

また、この措置は大発生水準を下回るまで継続する。

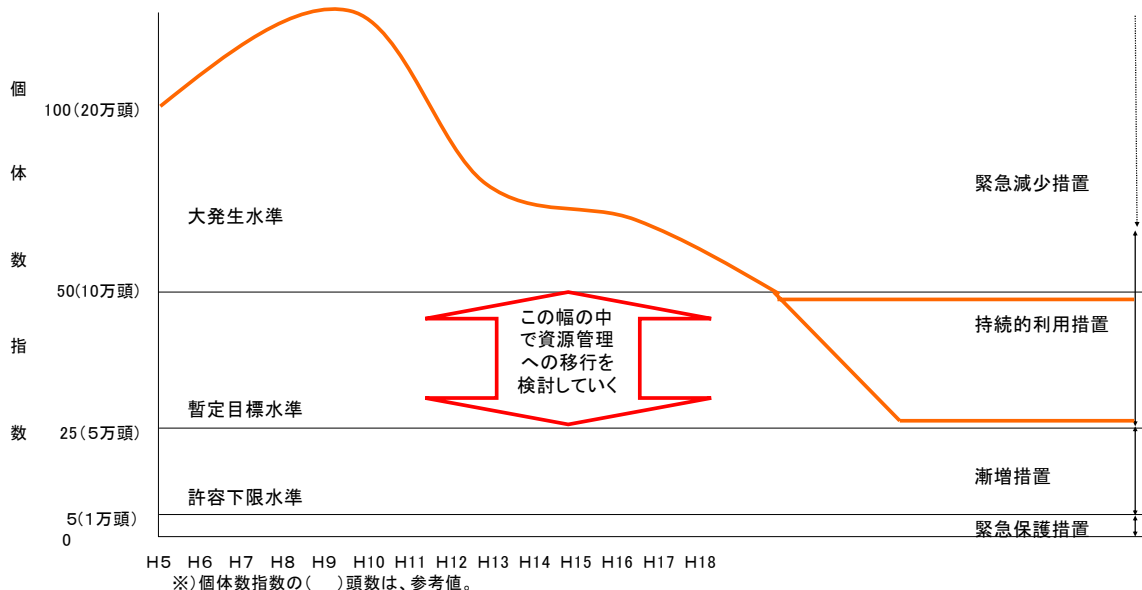
持続的利用措置においては、個体数指数の増減傾向を最小限に抑制するため、規制や基準の詳細な見直しにより安定した生息数と捕獲数の維持に努めることとする。

なお、各措置の実施にあたっては、エゾシカ個体群の生息状況等の地域差や、地理的連続性などを考慮する。

【管理措置区分と管理水準との関係】

| 管理措置区分 | 個体数指数の範囲 |
|----------|--------------------------------------------|
| ①緊急減少措置 | 大発生水準（個体数指数=50） < 個体数指数 |
| ②持続的利用措置 | 暫定目標水準（個体数指数=25） < 個体数指数 ≤ 大発生水準（個体数指数=50） |
| ③漸増措置 | 許容下限水準（個体数指数=5） < 個体数指数 ≤ 暫定目標水準（個体数指数=25） |
| ④緊急保護措置 | 個体数指数 ≤ 許容下限水準（個体数指数=5） |

<東 部 地 域 の 個 体 数 管 理 の 概 念 図>



※「フィードバック管理」

野生動物の個体数管理の理想は、絶滅も増え過ぎも避け、できる限り適正な水準に維持することであるが、生存率や繁殖率等は環境とともに変化し（非定常性）、そもそも正確な情報を得ること自体が非常に困難である（不確実性）。

そのため、平成9年度の初期計画から本計画策定前の平成19年度まで、当該地域のエゾシカ個体数管理にあたっては、非定常性及び不確実性を考慮し、個体数の変動幅をある許容範囲に抑えることが可能な手法「フィードバック管理」を用いることとした。

○フィードバック管理＝「状況変化を常に監視し、それに応じて対策を変える考え方」

【これまでの計画におけるフィードバック管理】

① 各種の生息状況調査から得られた生息数を相対的な指数に置き換えた「個体数指数」によって、その指数が増加傾向にあるか、減少傾向にあるかを把握し、指数の状況に応じて捕獲圧を調整。

② モニタリングにより得られた個体数指数及び捕獲数データに基づき個体群動態モデルを用いて生息数推定を行い、東部地域の平成5年度末の推定生息数の上方修正を実施。

【本計画における考え方】

前計画期間において個体数の見直しができたこと、また、最新のデータによって管理施策の見直しが可能になったこと等から、全国の野生動物保護管理の先導的な役割を果たしており、本計画においても引き続きフィードバック管理手法を採用する。

※「個体数指数」

各種調査（ライトセンサス、捕獲状況、農林業被害等）から得られた結果について、基準年の値を100として基準値化し、毎年の生息動向を相対値であらわしたものを「個体数指数」という。

それら個体数指数の動向を、東部地域においてはエゾシカの推定生息数の動向とみなし、総合的に判断して捕獲圧を調整する。

※「資源管理」

資源管理とは、エゾシカの人間社会に益をもたらす資源としての側面に注目し、捕獲個体を有効に活用しながら、生息数と捕獲数を安定的に持続させることをいう。

② 西部地域

【方法】

これまで、西部地域においては、地形的要因等から東部地域と同様の生息数推定が困難なため、個体数指数を用いた管理は実行していなかった。しかし、モニタリングデータの蓄積が為され、試行的ではあるが指数の算出が可能となったことから、西部地域が計画の対象地域となった平成 12 年度を基準年（個体数指数=100）とした指数管理を行うこととする。ライトセンサスの結果から西部地域の生息数は東部地域と同じレベルかそれ以上に達している可能性が高く、生息数及び個体数指数の正確な推定が可能な情報基盤を築くために、個体数を減少させる必要がある。そのためには年間最低メスジカ 35,000 頭の捕獲が必要であることから、本計画期間内に、その実行を含め、東部地域と同程度のより精度の高いフィードバック管理を用いた個体数管理手法の策定に向けて努力する。

【実行】

西部地域では、増加傾向を押さえ、また推定生息数の精査のため、計画期間内での個体数指数の減少が確認されるまで捕獲数の増加を図る。

これまで、狩猟期の 1 人 1 日あたり捕獲数の緩和等を行うなど、効果的な個体数減少を図るため、メスジカの捕獲を進めてきたが、増加傾向を押さえることができなかったことから、引き続き、大幅な狩猟規制緩和の継続と有効活用の推進を図ることにより、捕獲数の増加を目指す。

③ 南部地域

【方法】

この地域では、個体数指数を用いた管理を採用できる段階にないため、毎年度の捕獲数の推移やモニタリング結果を用いて、採用した実行策の適正な評価に努めることにより、将来的な管理手法の策定のための情報の蓄積を図る。

【実行】

南部地域では、大幅な狩猟規制緩和の実施と個体数調整捕獲により、捕獲数の増加を目指す。

(2) 有効活用（資源管理の検討）

エゾシカは、農林業被害などの負の影響をもたらすという面もある一方で、北海道の魅力ある自然資源であり、食肉としての利用はもとより、観光資源や狩猟対象として道民にとってのプラスの価値も持ち合わせている。

資源としての価値を高めて、需要を確保することにより、捕獲数の増加が見込まれ、被害対策に要する経費の軽減を図ることが期待できる。

このため、シカ肉及び肉以外の部位についても積極的に有効活用を図ることとし、環境整備を進める。

また、観光振興や地域振興も視野に入れ、供給から需要まで総合的な有効活用の一環したシステムの構築を図り、エゾシカの存在が地域の経済面などにもたらす波及効果を把握し、その価値を一層高めるための施策を検討し、関係団体、機関と連携して実行することにより、持続的な資源管理を行い人間とエゾシカの共生を図るものとする。

【有効活用の現状】

平成 17 年度から道でエゾシカの有効活用を推進するため事業を実施し、衛生問題や安定供給体制、消費拡大など様々な課題に取り組んでおり、徐々に食用を中心としたエゾシカの価値が高まっている。

平成 16～17 年度にワナによる大量生け捕りが成功し、一時養鹿が開始され、各地で同様の取組みが検討されている。

【有効活用の課題】

- 食肉利用の衛生管理体制の確立
- 食肉の安定供給体制の確立及び副産物の利用推進

【実行方針】

- 北海道の資源という視点で、シカ肉及び肉以外の部位の積極的利用推進を図る。
- 狩猟資源や観光資源としての利用のあり方について検討する。
- 捕獲から流通さらには、観光振興や地域振興にいたるまでの一環システムの構築を図る。
- 生体捕獲と一時養鹿については野生のエゾシカの個体数管理に結びつくことから積極的に推進する。

(3) 被害防除

① 農林業被害対策

【農業被害防除対策】

農業被害の防除のため、被害発生地での捕獲の実施とともに被害が多かった東部地域では、農地へのエゾシカの侵入防止を目的とし、ネットフェンス等の侵入防止施設を設置してきており、その延長は平成18年度末で約3,300kmに達する。

今後も、被害の実態や地域の状況に応じ、侵入防止施設の計画的及び効果的な設置、個体数調整のための捕獲の実施等により、被害防止の推進を図ることとする。

【林業被害防除対策】

森林被害の防除を適切に実施するため、エゾシカが森林に及ぼす影響を把握するための調査を行う。

また、捕獲を実施するほか、若齢級の造林木の食害防止を目的とした忌避剤の塗布・散布を行う。

② 交通事故対策

道路交通事故の発生防止のため、事故の多発する地域・時期・時間等の周知などドライバーに対する普及啓発を図るとともに、交通事故多発地帯においては、既存の道路整備に併せて、横断施設（ボックスカルバートやオーバブリッジ）、道路侵入防止用の反射板・フェンス、ドライバーへの警戒標識等の事故防止用施設を必要に応じて整備する。

また、鉄道軌道へエゾシカが侵入することにより生じる、列車運行の遅れなどの列車支障も、発生件数・箇所ともに増加傾向にあるため、関係機関と連携し、支障発生の減少、事故発生防止に努める。

③ 自然生態系への影響対策

自然生態系に対するエゾシカの影響が懸念されているが、現時点ではその実態は明らかではない。有効な対策を検討するため科学的な実態調査の実施について検討を進める。

(4) 生息環境の保護整備

① 自然生態系の保全

エゾシカを含む健全な生態系を保全するため、森林生態系においては、林床の稚樹や萌芽の採食による天然更新の阻害および種類構成の変化など、また、高山植生や湿原植生など貴重な植物群落が成立する生態系においては、食害による著しい植生の変化や生態系としての攪乱などに着目し、それらの現状把握に努めるとともに、その被害防止に配慮する。

さらに森林においては、エゾシカによる枝葉の採食により林内の見通しが良くなる、いわゆるエゾシカの採食ラインの形成度合い、稚樹の食痕率、希少植物の個体数の減少、植物群落の種類構成の変化、群落面積の減少あるいは拡大など、それら植生の指標をエゾシカの個体数管理の指標として利用する方策について、実施の可否を含めて検討する。

② 生息環境の保全

エゾシカの個体数は、前期計画において一般狩猟規制範囲内で減少を図ることができないことが明らかとなったところであり、狩猟規制や個体数調整捕獲の許可基準の見直しにより、個体数の減少を食い止めることは可能であると考えられることから、原則としてエゾシカが対象鳥獣になる休猟区の指定を見合わせる。

また、道指定鳥獣保護区については、狩猟による捕獲が規制されており、エゾシカの待避場となる可能性もあり、森林生態系への影響が懸念され、結果としてエゾシカの生息環境の荒廃にもつながるおそれがある。

このような点にも配慮しつつ鳥獣保護区の実態の把握に努め、その指定目的に照らして必要な場合は見直しについて検討する。

なお、エゾシカ個体群の存続を図ること及び資源管理の観点から、エゾシカの重要な生息環境である森林環境の保全に留意することとする。

(5) その他目的達成のための方策

① 狩猟の担い手対策

本道における狩猟者数は、昭和53年の約20,000人をピークに平成17年度は約9,000人まで減少し、高齢化が進んでいる。エゾシカの保護管理における個体数調整は、狩猟者の協力なしには成立しない実態にあることから、狩猟者減少の歯止めとなる取組みを初め、専門的な人材育成など保護管理の担い手を確保するための方策について検討を進める。

② 捕獲効率の向上

捕獲の規制緩和継続による学習効果などから、エゾシカの警戒心が高まり、捕獲効率が低下することが課題となっている。

目的を達成するためには、捕獲効率を向上させる必要があり、そのための新たな狩猟規制の設定や捕獲手法、生息情報の提供などについて早急に具体的な検討を進めていくこととする。

また、計画的・広域的な捕獲体制の整備に努めていくものとする。

③ 管理地域区分等の検討

きめ細かな個体数管理の検討を行うため、エゾシカの生息状況を勘案した管理地域区分の検討を進める。

また、エゾシカの狩猟資源としての適正な管理を進めるため、管理型狩猟として設定した西興部村猟区の管理運営状況を基に、地域の狩猟者の参画等、同制度の有用性を検討し、猟区のありかたについてガイドライン策定の検討を進める。

さらに捕獲数の総量規制の実施方法等について、本道の自然・社会条件を踏まえた制度の検討を進めていくこととする。

④ 狩猟環境の整備

エゾシカ捕獲後の残滓の放置により、他の野生動物の生態への悪影響や、猟場環境の悪化が懸念される。

引き続き狩猟者に対して残滓の適正処理についての普及啓発を行い、残滓の適正処理対策の検討・実施を図る。

⑤ 個体群構成への配慮

エゾシカの捕獲が個体群に与える悪影響を防止するため、特にオスジカの過剰捕獲などによって個体群の性比等に極端に不自然な状態が生じないように、個体数調整の実施に当たっては、モニタリングにより個体群構成の把握に努めるものとする。

⑥ 生態系への配慮

エゾシカの狩猟及び個体数調整のための捕獲は銃器による捕獲が主であり、捕獲数確保のためには期間や区域の規制緩和が必要であることから、対策の推進に当たっては、猛禽類を初めとする生態系への影響に配慮するとともに、影響の少ない捕獲手法についての検討も行うものとする。

⑦ 個体数管理に伴う安全の確保

エゾシカの保護管理に対する理解と協力を得るため、関係機関や団体と連携を図りながら、狩猟の規制についての周知及びパトロールを実施する等、事故や違反行為の防止について、徹底を図ることとする。

3 モニタリングと調査研究

エゾシカの適正な保護管理を推進するためには、分布、生態、個体数等の科学的なデータが必要であることから、計画的、継続的な調査研究の実施を図るものとする。

フィードバック管理手法を用いた個体数管理の実行に当たっては、個体数指数の把握のためのモニタリングが不可欠であり、その精度の向上や効率的な実施に努めるとともに、新たなモニタリング手法の開発も視野に置いて、調査の充実や効果的な実施が図られるようデータの蓄積を進める。

また、保護管理施策の効果を検証するため、今後も農林業被害の発生状況を把握することとし、調査研究の成果を踏まえて、より精度の高い評価手法の導入や効果的な被害防除方法について検討を進めるほか、生息地管理のための森林の環境整備に必要な情報収集に努める。

さらに、狩猟に関する詳細な調査研究を推進して、効果的な管理手法についての検討を進める。

なお、調査研究の実施にあたっては、北海道環境科学研究センターをはじめとする各道立試験研究機関や、関係機関・団体等の連携を図りながら進めるものとする。

【モニタリング内容等】

| 項 目 | 内 容 | 対象地域 |
|------------|-------------------------------------------------|--------|
| 個体数指数の動向調査 | ヘリコプターセンサス、ライトセンサス、JR列車への支障件数、交通事故発生状況の分析などを行う。 | 全道 |
| 捕獲個体分析調査 | 妊娠率等の調査を行う。 | 道東及び西部 |
| 生息環境調査 | 餌資源や植生環境等の調査を行う。 植生等の指数を用いたシカ密度指標の検討を行う。 | 全道 |
| 捕獲状況調査 | 狩猟者を対象に捕獲実績と行動実態の調査を行う。 | 全道 |
| 被害状況調査 | 被害の実態、被害防除策の効果の検証を行う。 | 全道 |
| 分布調査 | アンケート調査を行う。 | 全道 |

第3章 計画の実施に向けて

1 合意形成

本計画の推進にあたっては、地元住民はもとより広く道民の理解と協力を得ることが必要不可欠であることから、行政と関係団体や関係者がお互いに連携を密にして合意形成を図りながら、各施策を進めて行くことが重要である。

このため、各種施策の方針やその達成状況、各種の調査結果等の情報については、ホームページ等により速やかに公表するとともに、地元での検討結果や意見を参考として、保護管理施策等への反映に努めるものとする。

2 推進体制

(1) エゾシカ保護管理検討会の開催

本計画を科学的知見に基づき推進するため、学識経験者からなる「エゾシカ保護管理検討会」（以下、「検討会」という）を設置するとともに、エゾシカの生息状況等について専門的な観点から分析・評価する専門家による部会を必要に応じて開催する。

(2) エゾシカ対策協議会・地域連絡協議会の開催

本計画の推進にあたっては、平成9年度に設置した、庁内関係各部からなる「エゾシカ対策協議会」を中心に、保護管理対策、農林業被害防止対策等の各種施策を総合的に推進することとする。

また、地元関係機関の連携及び連絡調整の円滑化を図るため、支庁単位で連絡協議会の設置、または連絡調整や情報交換のための打合会議の開催などに努める。

さらに、より多くの道民意見を保護管理施策に反映していくため、その手法について検討する。

(3) 「知床半島エゾシカ保護管理計画」の推進

「知床半島エゾシカ保護管理計画」計画対象地域においては、環境省を中心に、関係機関と連携して推進することとする。

(4) 関係機関及び関係団体との連携

北海道の森林の約55%を占める国有林野での狩猟及び個体数調整捕獲について土地管理者である林野庁との連携を図りながら推進する。

また、計画を適正に推進することや、新たな捕獲効率向上の可能性を模索するために、銃砲刀剣類所持等取締法を所管している北海道警察との連携を図っていく。

その他、必要に応じ関係機関や関係団体との連携を図っていく。